

独立行政法人の評価に関するスキーム

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）平成26年6月6日成立
平成26年6月13日公布 施行：平成27年4月1日

【概要】

(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類 [第2条]

- 全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、3つの分類(中期目標管理型、単年度管理型、研究開発型)を設ける。

注：法律における名称 中期目標管理型＝中期目標管理法、単年度管理型＝行政執行法人、研究開発型＝国立研究開発法人

(2) 評価等の指針の策定 [第28条の2]

- 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定する。

(3) 中期目標 [第29条、第35条の4]

- 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において中期目標を定め、法人に指示するとともに、公表しなければならない。

(4) 中期計画 [第30条、第35条の5]

- 法人は前条第1項の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

(5) 評価 [第32条、第35条の6]

- 法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における実績(年度評価)、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度(見込み評価)、中期目標の期間の最後の事業年度(期間実績評価)のいずれかに該当する主務大臣の評価を受けなければならない。

(6) 独立行政法人評価制度委員会の点検 [第12条の2]

- 総務省独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の目標案、中期目標期間の業績評価結果等を点検する。

独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）

【概要】

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）第28条の2第1項に基づき、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるため、主務大臣が、目標の策定に加え従来第三者が行っていた評価を自ら行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標管理の仕組みに改めるよう、主務大臣が評価を実施するに当たり指針とすべき事項を「独立行政法人の評価に関する指針」として総務大臣が決定。

【指針のポイント】

- 政策に関する責任の一貫性や評価の的確性等を確保するため、法人所管部局が法人の評価を実施。
- 年度評価、中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）を実施。
- 目標及び計画で掲げる指標を基準とする絶対評価により評価。
- 評価単位に合わせて行う項目別評定と項目別評定を基礎として法人全体を評価する総合評定により評価。
- 評価に当たっては、法人自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（自己評価書）を活用。
- 評価項目ごとに、5段階の評語（S、A、B、C、Dとし、Bを標準とする。）により評定を付す。
- 評価の客観性を確保するため、政策評価担当部局において評価結果を点検。
- 評価に際し、必要に応じて外部有識者の知見を活用。（独立行政法人評価に関する有識者会議の開催等）
- 評価の結果（評価書）は目標の達成状況及び計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載し、公表。
- 中期目標期間の終了時において、見込評価、業務・組織全般の検討及び次期中期目標の策定に関し、総務省独立行政法人評価制度委員会が主務大臣に対して意見。

厚生労働省所管独立行政法人の評価に係る外部有識者の知見の活用（意見聴取）

【厚生労働省所管法人】 ※R6. 4. 1現在

〔中期目標管理法人〕

国立病院機構

医薬品医療機器総合機構

福祉医療機構

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

労働者健康安全機構

勤労者退職金共済機構

高齢・障害・求職者雇用支援機構

労働政策研究・研修機構

地域医療機能推進機構

年金積立金管理運用独立行政法人

〔国立研究開発法人〕

医薬基盤・健康・栄養研究所

国立高度専門医療研究センター6法人

(がんC・循環器C・精神C・国際C・成育C・長寿C)

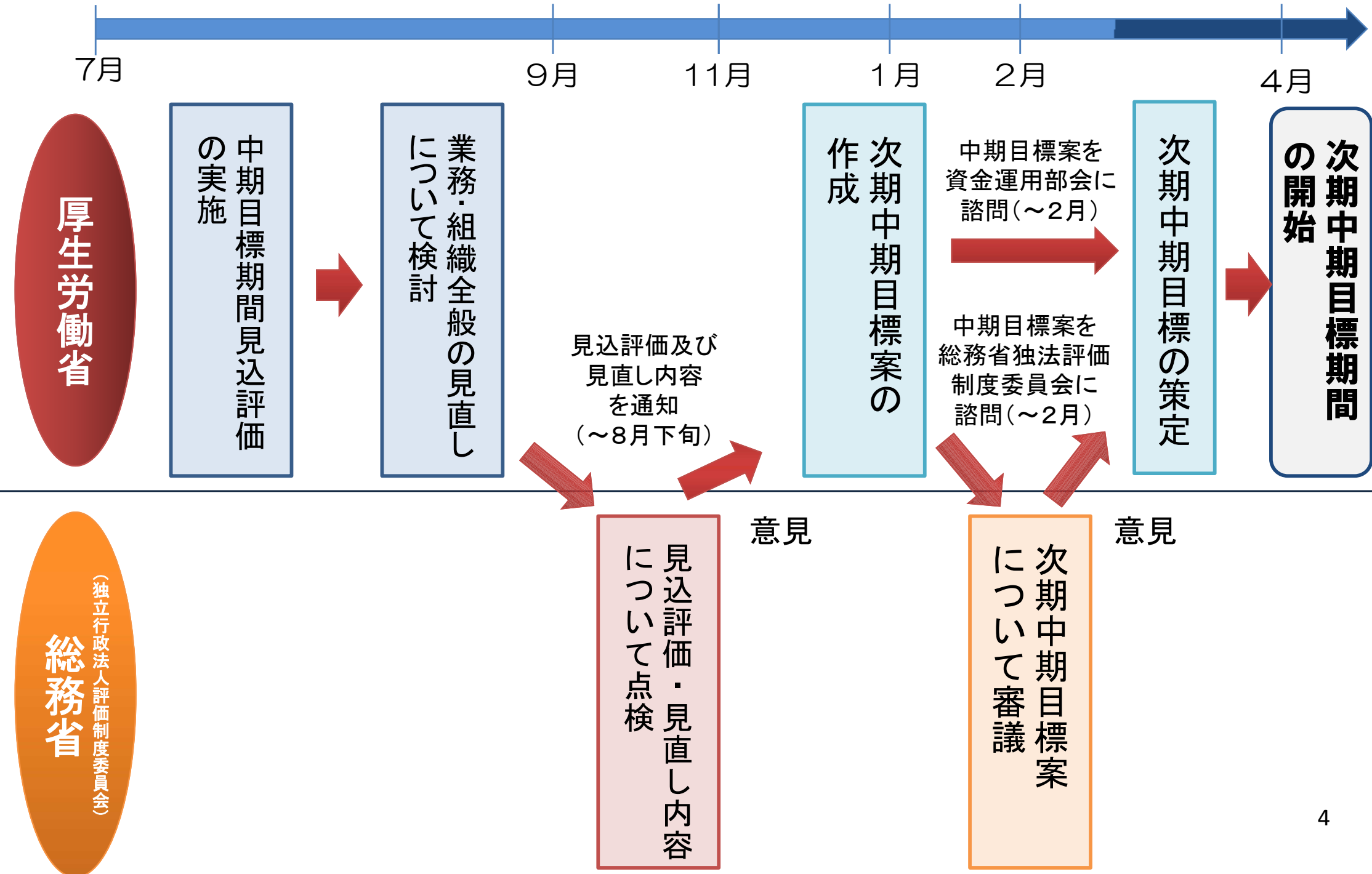
【外部有識者からの意見聴取】

独立行政法人評価に
関する有識者会議

社会保障審議会
資金運用部会
(GPIFの評価に当たって
諮問が必要)

国立研究開発法人審議会

中期目標期間見込評価から次期中期目標策定までの流れ (概要)



独立行政法人の評価について

- 年度評価の流れは以下のとおり。中期目標期間評価(見込・期間実績)も同様の方法により実施。
- 評価に当たっては、法人の長・監事からヒアリングを行い、法人の実情を踏まえた確に実施。

【評価項目】

- 中期目標を定めた項目を単位として評価項目を設定。
- 的確な評価を実施する観点から、評価項目を更に細分化することも可能。

【項目別評定】

- 中期目標の達成状況、中期計画の実施状況等を考慮し、評価項目毎に、5段階の評語(S~D)による評定を付す。

〔定量的指標を設定している項目〕

- ・ 定量的・定性的双方の観点から評価を実施し、**Bを標準とし**、S~Dの5段階の評語による評定を付す。
- ・ 定量的指標が目標値の100%以上120%未満の場合にB評定。
S評定・・・120%以上+質的に顕著な成果
A評定・・・120%以上
C評定・・・80%以上100%未満

〔定量的指標の設定が困難な項目〕

- ・ **Bを標準とし**、A~Dの4段階の評語による評定を付す。

※難易度が高いとされた項目は、評定を一段階引き上げることを考慮。

【総合評定】

- 項目別評定を基礎とし、法人全体の状況について、記述による評定及び5段階の評語(S~D)による評定を付す。
 - ・ 重要度が高いとされた項目は、総合評定において十分に考慮。
 - ・ 法人の信用失墜事象が生じた場合、その程度に応じ、項目別評定を基礎とした評定から引下げ。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合、是正措置が実施されるまでは「A」以上の総合評定は不可。

参 照 条 文

○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）

（社会保障審議会への諮問）

第二十九条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 通則法第三十条第一項の認可をしようとするとき。
- 三 通則法第三十二条第一項の評価を行おうとするとき。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

※委員会・・・独立行政法人評価制度委員会（総務省）

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度
当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。
- 5 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 委員会は、第四項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

※委員会・・・独立行政法人評価制度委員会（総務省）